電気事業法等の一部を改正する等の法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律

（電気事業法の一部改正）

第一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　会計及び財務（第三十四条―第三十七条）」を「第三章　会計及び財務（第三十四条―第三十七条の二―第三十七条の五）」に、「第四編　土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」を「第四編　土地等の使用（第五十八条―第六十六条の二―第六十六条の十六）」に、「第百十四条」を「第百十四条の二」に改める。

第三十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第三十七条の次に次の一章を加える。

第四章　あつせん及び仲裁

（あつせん）

第三十七条の二　電気供給事業者間において、電力の取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力取引監視等委員会（以下この章において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2　委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3　委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4　あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5　あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6　あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

（仲裁）

第三十七条の三　電気供給事業者間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2　委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3　仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4　仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（申請の経由）

第三十七条の四　この章の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

（政令への委任）

第三十七条の五　この章に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第二項中「第三十二条及び」を「第三十二条第一項本文及び第二項から第四項まで並びに」に、「第三十二条第一項から第三項までの規定」を「第三十二条第一項本文、第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項本文」に改める。

第六十六条の次に次の一編を加える。

第四編の二　電力取引監視等委員会

（設置及び権限）

第六十六条の二　経済産業省に、電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（職権の行使）

第六十六条の三　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第六十六条の四　委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2　委員長及び委員は、非常勤とする。

（委員長）

第六十六条の五　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第六十六条の六　委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命する。

（委員長及び委員の任期）

第六十六条の七　委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

3　委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会議）

第六十六条の八　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六十六条の五第二項に規定する委員は、委員長とみなす。